

平成24年 1月17日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会

会長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について

(答申)

鎌倉市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第9条第2項第4号の規定に基づき、平成24年1月12日付鎌資第310号をもって諮問のありました事案につきましては、諮問の内容を適当なものと認め、ここに答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう、また条例の運用に当たっては、その個人情報の性質に鑑み、個人の権利利益を侵害することのないよう実施機関において十分な配慮を願います。

なお、条例第9条第3項の規定による本人への通知は、平成6年3月30日付鎌個議第1号をもって答申した「5 鎌倉市個人情報保護条例第9条第3項の規定に基づく本人通知省略の諮問事案」に掲げる類型に該当する場合は、本人通知を省略することができるものと思料します。

平成6年3月30日付鎌個議第1号をもって答申した「4 鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に諮問事案 答申番号8」については、これを本答申により変更いたします。

諮問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮問を要しないものですが、諮問された事項への該当について判断のつきがたい事案は、本審議会に意見を求めるなど慎重な対応に心掛けてください。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

| 番号 | 事務担当課 | 事務の名称               | 個人の類型 | 利用する記録の名称  | 利用する理由  | 利用先    |
|----|-------|---------------------|-------|--|---|--------|
| 29 | 資産税課  | 固定資産税・都市計画税の評価・賦課事務 | 納税義務者 | 土地及び家屋課税台帳   | 事務又は事業の執行に当たり、土地及び家屋課税台帳の登録事項(価格及び課税標準額を除く)を確認することにより、行政事務の効率化と適正な行政サービスの提供を行うため。 | 各事務担当課 |
|    |       |                     |       | 課税台帳(土地及び家屋課税台帳並びに土地及び家屋補充課税台帳)                              | 事務又は事業の執行に当たり、土地及び家屋の所有者の氏名及び住所を確認することにより、行政事務の効率化と適正な行政サービスの提供を行うため。             | 各事務担当課 |
|    |       |                     |       | 課税台帳の登録事項(価格及び課税標準額を除く)を確認することにより、公共施設整備に関連する土地及び家屋の調査を行うため。 | 施設整備事業担当課   |        |
|    |       |                     |       | 公共用地取得に係る土地所有者の確認及び取得価格算定のため。                                | 管財課<br>用地取得依頼課  |        |